

高知県広域火葬計画 新旧対照表

新	旧
<p>1-2 定義</p> <p>(1) 広域火葬</p> <p>この計画において「広域火葬」とは、大規模災害等により被災した市町村（以下「被災市町村」という。）が平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、当該市町村の遺体の火葬を行うことが不可能となった場合（当該火葬場が被災して稼働できなくなった場合を含む。）において、県内外の火葬場を活用して広域的に火葬を行うことをいう。</p> <p>(2) 県</p> <p>この計画において、「県」の実施体制は平常時と災害時とで異なるため、それぞれの役割について次のとおり定義する。</p> <p>① 平常時には、「県健康政策部薬務衛生課」において、広域火葬計画の整備、市町村が行う広域火葬体制の整備の支援及び情報伝達訓練等の企画立案を行う。また、「県福祉保健所」において、管内の市町村が行う広域火葬体制の整備や実地訓練、地域ごとの課題解決に向けた支援を行う。</p> <p>② 災害時には、平成31年2月14日付け30高健政第670号「保健医療調整本部及び保健医療調整支部の設置について」に基づき、「県保健医療調整本部」及び「県保健医療調整支部」の指揮のもと、広域火葬を円滑に実施するための措置を講じる。</p> <p>③ 平常時及び災害時を含めた包括的な「県」としての役割について記述する場合には、単に「県」と表記するものとする。</p> <p>(3) 検案・検案所</p> <p>「検案」とは、人の死亡を医学的・法律的に証明するため、医師が遺体を検査し死因等を判定することをいい、「検案所」とは検案を行うための施設等をいう。</p> <p>(4) 安置・安置所</p> <p>「安置」とは、墓地、埋葬等に関する法律第3条の規定の趣旨を達成す</p>	<p>1-2 定義</p> <p>この計画において「広域火葬」とは、大規模災害により被災した市町村（以下「被災市町村」という。）が平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、当該市町村の遺体の火葬を行うことが不可能となった場合（当該火葬場が被災して稼働できなくなった場合を含む。）において、県内及び県外の火葬場を活用して広域的に火葬を行うことをいう。</p>

高知県広域火葬計画 新旧対照表

<p>るほか、埋葬又は火葬までの間、遺体を保存しておくことをいい、「安置所」とは遺体を安置するための施設等をいう。</p>	
<p>1-3 基本方針</p> <p>大規模な災害等が発生した場合は、交通規制等により、遺族が自ら又は他人に依頼して遺体を火葬場に搬入することが困難となることが想定される。</p> <p>(略)</p>	<p>1-3 基本方針</p> <p>大規模な災害が発生した場合は、交通規制等により、遺族が自ら又は他人に依頼して遺体を火葬場に搬入することが不可能となることが想定される。</p> <p>(略)</p>
<p>1-4 県、市町村及び火葬場設置者の役割</p> <p>(1) 県の役割</p> <p>県は広域火葬を円滑に実施するため、情報を一元的に管理し、提供するとともに、市町村、火葬場設置者及び都道府県間の調整を行うなど必要な措置を講じる。</p> <p>(2) 市町村の役割</p> <p>市町村は、市町村内の情報収集と整理を行うとともに、近隣市町村及び県と連携し、広域火葬を円滑に実施するための措置を講じる。</p> <p>(3) 火葬場設置者の役割</p> <p>火葬場設置者は、県と連携し、広域火葬の応援体制を整え積極的に対応する。</p>	<p>1-4 県、市町村及び火葬場設置者の役割</p> <p>(1) 県は、広域火葬を円滑に実施するため、情報を一元的に管理し、提供するとともに、市町村、火葬場設置者及び都道府県間の調整を行うなど必要な措置を講じる。</p> <p>(2) 市町村は、市町村内の情報収集と整理を行い、広域火葬を円滑に実施するための措置を行う。</p> <p>(3) 火葬場設置者は、県と連携し、広域火葬の応援体制を整え積極的に対応する。</p>
<p>第2 平常時における対応</p> <p>2-1 火葬場及び連絡担当部局の把握</p> <p>県健康政策部薬務衛生課は、次の事項を定期的に把握し、県福祉保健所、市町村及び火葬場設置者に情報を提供するものとする。</p> <p>(1)、(2) (略)</p>	<p>第2 平常時における対応</p> <p>2-1 火葬場及び連絡担当部局の把握</p> <p>県は、次の事項を定期的に把握し、市町村及び火葬場設置者に情報を提供するものとする。</p> <p>(1)、(2) (略)</p>

高知県広域火葬計画 新旧対照表

<p>2-2 広域火葬実施体制の整備</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 県健康政策部薬務衛生課及び県福祉保健所は、前記(1)及び(2)に関して必要な協力等を行うものとする。</p>	<p>2-2 広域火葬実施体制の整備</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 県は、前記(1)及び(2)に関して必要な協力等を行うものとする。</p>
<p>2-3 遺体の保存対策</p> <p>(1) 遺体検案所、安置所の確保</p> <p>市町村は検案所及び安置所（以下「安置所等」という。）の設置に関し、あらかじめ関係機関と協議を行い条件整備に努め、原則として下記の条件を満たす施設を安置所等として確保し、管理全般に関する事項を定め、努めて場所を事前に指定・公表する。なお、遺体の取り扱いについては、死者に対する礼を失することなく遺体を適切に取扱うとともに遺族の感情にも十分配慮して行動するものとする。また警察本部は、法医学会、高知県医師会及び高知県歯科医師会と連携し、迅速に検案できるよう体制を整える。</p> <p>① (略)</p> <p>② 家族を捜索する住民の負担、安置所等の管理を担当する市町村職員等の体制を考慮し、できるだけ多くの遺体が1箇所で見検案及び安置できること</p> <p>また、墓地、埋葬等に関する法律第9条の規定により身元不明の遺体等については、死亡地の市町村長が火葬等を行うこととなっており、旅行者や津波等により他の自治体から流された遺体を安置する場合もあるため、自市町村内における想定遺体数以上の遺体を安置することを考慮すること</p> <p>③ 検案所は、海水に浸かった遺体等を洗浄する必要があることも考慮し、水道水等が確保でき、コンクリート打ちされた場所で、かつ屋根があること</p> <p>排水については、油水分離槽を設けることが望ましいこと</p>	<p>2-3 遺体の保存対策</p> <p>(1) 遺体検案所、安置所の確保</p> <p>市町村は検案所及び安置所（以下「安置所等」という。）の設置に関し、あらかじめ関係機関と協議を行い条件整備に努め、原則として下記の条件を満たす施設を安置所等として確保し、管理全般に関する事項を定め、努めて場所を事前に指定・公表する。なお、遺体の取り扱いについては、死者に対する礼を失することなく遺体を適切に取扱うとともに遺族の感情にも十分配慮して行動するものとする。また警察本部は、検案に際し法医学会、高知県医師会及び高知県歯科医師会と連携し、迅速に検案できるよう体制を整える。</p> <p>① (略)</p> <p>② 家族を捜索する住民の負担、安置所等の管理を担当する市町村職員等の体制を考慮し、できるだけ多くの遺体が1箇所で見検案及び安置できること</p> <p>また、墓地、埋葬等に関する法律により身元不明の遺体等については、死亡地の市町村長が火葬等を行うことになっており、旅行者や津波等により他の自治体から流された遺体を安置する場合もあるので、市町村内における想定以上の遺体数を安置することを考慮すること</p> <p>③ 検案所は、海水に浸かった遺体等を洗浄する必要があることも考慮し、水道水等が確保でき、コンクリート打ちされた場所で、かつ屋根があること</p> <p>排水については、油水分離槽を設けることが望ましい</p>

高知県広域火葬計画 新旧対照表

<p>④、⑤（略）</p> <p>⑥ 遺体の身元を特定しやすくするため、遺体の着衣を洗濯できる設備を設けることが望ましいこと</p>	<p>④、⑤（略）</p>
<p>2-6 広域火葬の訓練等</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 市町村は、高知県広域火葬計画関係資料にある遺体対応マニュアル、遺体の取扱いガイドラインを参考として市町村独自のものを作成するとともに、当該マニュアルの実効性を追求するため、不断の見直しを行うものとする。また、職員に対して広域火葬計画、要領、遺体対応マニュアル、遺体の取扱いガイドラインの研修を行い、いつでも対応できるよう努めるものとする。</p> <p>(3)（略）</p>	<p>2-6 広域火葬の訓練等</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 市町村は、高知県広域火葬計画関係資料にある遺体対応マニュアル、遺体の取扱いガイドラインを参考として市町村独自のものを作成し、職員に対して広域火葬計画、要領、遺体対応マニュアル、遺体の取扱いガイドラインの研修を行い、いつでも対応できるよう努めるものとする。</p> <p>(3)（略）</p>
<p>第3 災害時における対応</p> <p>3-1 広域火葬実施体制</p> <p>県は、大規模な災害等が発生し、広域火葬が必要であると判断した場合は、県保健医療調整本部及び県保健医療調整支部の指揮のもと、情報の収集や災害等の規模等に応じた応援可能な火葬場の選定など、円滑な広域火葬を推進するものとする。なお、災害等の規模や態様に応じ、県保健医療調整本部及び県保健医療調整支部が設置されない場合にあつては、県健康政策部薬務衛生課及び県福祉保健所のそれぞれが当該機能を担う場合がある。</p>	<p>第3 災害発生時における対応</p> <p>3-1 広域火葬実施体制</p> <p>県は、大規模な災害が発生し、広域火葬が必要であると判断した場合は、健康政策部食品・衛生課に遺体対応班（以下「遺体対応班」という。）を設置し、情報の収集、災害規模等に応じた応援可能な火葬場の選定を行い、円滑な広域火葬を推進するものとする。</p>
<p>3-2 被災状況の把握及び報告</p> <p>(1) 火葬場設置者（高知市の区域を除く）は、災害発生後、速やかに火葬場の被災状況、火葬要員の安否、出勤の可否及び火葬能力等の把握を行い、所在地を管轄する県保健医療調整支部に報告するものとする。</p>	<p>3-2 被災状況の把握及び報告</p> <p>(1) 被災市町村は、災害発生後、速やかにその区域内の死者数の把握を行い、遺体対応班に報告するものとする。</p> <p>(2) 火葬場設置者は、災害発生後、速やかに火葬場の被災状況、火葬要員の</p>

高知県広域火葬計画 新旧対照表

<p>(2) 被災市町村（高知市の区域を除く）は、災害発生後、速やかにその区域内の死者数の把握を行い、所在地を管轄する県保健医療調整支部に報告するものとする。</p> <p>(3) 高知市の区域にあつては、前記(1)及び(2)の報告は、県保健医療調整本部に行うものとする。</p> <p>(4) 県保健医療調整支部は、前記(1)及び(2)の報告により把握した管内市町村の被害状況を速やかに県保健医療調整本部に報告するものとする。</p> <p>(5) 県保健医療調整本部は、前記(3)及び(4)の報告により把握した被害状況を、速やかに厚生労働省に報告するものとする。</p>	<p>安否及び出勤の可能性、火葬能力等の把握を行い、遺体対応班に報告するものとする。</p> <p>(3) 県は、前記(1)及び(2)の報告により被害状況を把握し、速やかに厚生労働省に報告するものとする。</p>
<p>3-3 広域火葬の応援要請及び協力の依頼</p> <p>(1) 被災市町村（高知市の区域を除く）は、広域火葬が必要と判断したときは、所在地を管轄する県保健医療調整支部に対して広域火葬の応援を要請するものとする。</p> <p>(2) 高知市の区域にあつては、広域火葬が必要と判断したときは、県保健医療調整本部に対し、支部間又は都道府県間の調整について要請する。</p> <p>(3) 県保健医療調整支部は、被災市町村からの応援要請又は自らの判断により、管内の火葬場設置者に対し、広域火葬の協力依頼を行う。県保健医療調整支部の管内において完結できない要請があつた場合は、県保健医療調整本部に対し、支部間又は都道府県間の調整について要請する。</p> <p>(4) 県保健医療調整本部は、県保健医療調整支部からの応援要請又は自らの判断により、県内火葬場設置者及び必要に応じて近隣県に対し、広域火葬の協力依頼を行うとともに、厚生労働省にその旨を報告するものとする。</p> <p>(5) 県保健医療調整本部は、県内及び近隣県の火葬場だけでは広域火葬への対応が困難であると判断した場合は、近隣県以外の都道府県による広域火葬応援について、速やかに厚生労働省に対し調整を依頼するものとする。</p> <p>(6) 県は、広域火葬の実施を決定したときは、市町村、火葬場設置者及び協</p>	<p>3-3 広域火葬の応援及び協力の要請</p> <p>(1) 被災市町村は、広域火葬が必要と判断したときは、遺体対応班に対して広域火葬の応援を要請するものとする。</p> <p>(2) 県は、被災市町村からの応援要請又は自らの判断により、火葬場設置者及び必要に応じて近隣県に対し、広域火葬の応援要請を行うとともに、厚生労働省にその旨を報告するものとする。</p> <p>(3) 県は、県内及び近隣県の火葬場だけでは広域火葬への対応が困難であると判断した場合は、速やかに厚生労働省に対し近隣県以外の都道府県への応援要請を依頼するものとする。</p> <p>(4) 県は、広域火葬の実施を決定したときは、市町村、火葬場設置者及び協</p>

高知県広域火葬計画 新旧対照表

<p>定団体に、市町村は、住民及び協定以外の管内葬祭業者に速やかにその旨を周知するとともに、テレビ、ラジオ放送等を活用し速やかに県民に広報するものとする。</p> <p>(7)、(8) (略)</p>	<p>定団体に、市町村は、住民及び協定以外の管内葬祭業者に速やかにその旨を周知するものとする。</p> <p>また、県は、テレビ、ラジオ放送等を活用し速やかに県民にその旨を広報するものとする。</p> <p>(5)、(6) (略)</p>
<p>3-4 火葬場の割振り及び調整</p> <p>(1)</p> <p>①、② (略)</p> <p>③ 応援を承諾した火葬場設置者、近隣県及び近隣県以外の都道府県に対する火葬依頼の通知</p>	<p>3-4 火葬場の割振り及び調整</p> <p>(1)</p> <p>①、② (略)</p> <p>③ 応援を承諾した火葬場設置者、近隣県及びその他の都道府県に対する火葬依頼の通知</p>
<p>3-5 火葬要員等の派遣要請及び受入れ</p> <p>(1) 火葬場設置者（高知市の区域を除く）は、当該火葬場の職員が被災したために火葬場の稼働ができない場合は、所在地を管轄する県保健医療調整支部を通じて県保健医療調整本部に対し火葬要員及び補助員（以下「火葬要員等」という）の派遣の手配を要請するものとする。</p> <p>(2) 高知市（火葬場）は、当該火葬場の職員が被災したために火葬場の稼働ができない場合は、県保健医療調整本部に対し火葬要員等の派遣の手配を要請するものとする。</p> <p>(3) 県保健医療調整本部は、被災した火葬場設置者からの要請に基づき他の市町村又は近隣県に対し、火葬要員等の派遣について依頼するとともに、厚生労働省にその旨を報告するものとする。</p> <p>(4) 県保健医療調整本部は、県内の市町村及び近隣県だけでは火葬要員等の確保が困難であることが判明した場合は、近隣県以外の都道府県による火葬要員等の応援派遣について、速やかに厚生労働省に対し調整を依頼するものとする。</p> <p>(5)、(6) (略)</p>	<p>3-5 火葬要員等の派遣要請及び受入れ</p> <p>(1) 火葬場設置者は、当該火葬場の職員が被災したために火葬場の稼働ができない場合は、県に対し火葬要員及び補助員（以下「火葬要員等」という）の派遣の手配を要請するものとする。</p> <p>(2) 県は、被災した火葬場設置者からの要請に基づき、他の市町村又は近隣県に対し、火葬要員等の派遣について依頼するとともに、厚生労働省にその旨を報告するものとする。</p> <p>(3) 県は、県内の市町村及び近隣県だけでは火葬要員等の確保が困難であることが判明した場合は、厚生労働省に対しその旨を報告し、その他の都道府県の応援を依頼するものとする。</p> <p>(4)、(5) (略)</p>

高知県広域火葬計画 新旧対照表

<p>3-6 遺体の搬送手段の確保</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 被災市町村は、緊急通行車両が十分に確保できない場合は、葬祭業者等の協定締結団体の協力を所在地を管轄する県保健医療調整支部を通じて県保健医療調整本部に要請するものとする。</p> <p>(3) 県保健医療調整本部は、協定締結団体だけでは対応できないと判断した場合は、県災害対策本部を通じて自衛隊に対し搬送手段の確保について協力を依頼するものとする。</p>	<p>3-6 遺体の搬送手段の確保</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 被災市町村は、緊急通行車両が十分に確保できない場合は、葬祭業者等の協力を県に要請するものとする。</p> <p>(3) 県は、協定団体だけでは対応できないと判断した場合は、自衛隊に対し搬送手段の確保について協力を依頼するものとする。</p>
<p>3-10 火葬状況の報告</p> <p>(1) 火葬場設置者は、他の被災市町村から受け入れた広域火葬実績を災害による遺体とその他の事由による遺体とに区分して、所在地を管轄する県保健医療調整支部を通じて県保健医療調整本部に日報として報告するものとする。</p> <p>(2) 県保健医療調整本部は、県内の火葬場からの日報をとりまとめ、厚生労働省に報告するものとする。</p>	<p>3-10 火葬状況の報告</p> <p>(1) 火葬場設置者は、他の被災市町村から受け入れた広域火葬実績を災害による遺体とその他の事由による遺体とに区分して、県に日報として報告するものとする。</p> <p>(2) 県は、県内の火葬場からの日報をとりまとめ、厚生労働省に報告するものとする。</p>
<p>3-12 広域火葬の終了</p> <p>(1) 被災市町村は、広域火葬を行う必要がなくなったときは、県にその旨を連絡するものとする。</p> <p>(2) 県は、被災市町村からの連絡又は火葬状況報告から判断し広域火葬の終了が適当と認めるときは、広域火葬を終了し、関係市町村、火葬場設置者及び関係都道府県並びに厚生労働省に連絡するものとする。</p>	<p>3-12 広域火葬の終了</p> <p>(1) 被災市町村は、広域火葬を行う必要がなくなったときは、遺体対応班にその旨を連絡するものとする。</p> <p>(2) 遺体対応班は、被災市町村からの連絡又は火葬状況報告から判断し広域火葬の終了が適当と認めるときは、広域火葬を終了し、関係市町村、火葬場設置者及び関係都道府県並びに厚生労働省に連絡するものとする。</p>
<p>3-13 広域火葬等の応援</p> <p>県、市町村及び火葬場設置者は、県内又は他の都道府県で大規模災害等が発生した場合は、広域火葬について自らの判断又は被災市町村・都道府県・厚生</p>	<p>3-13 広域火葬等の応援</p> <p>県、市町村及び火葬場設置者は、県内又は他の都道府県で大規模災害が発生した場合は、広域火葬について自らの判断又は被災市町村・都道府県・厚生</p>

高知県広域火葬計画 新旧対照表

<p>労働省からの応援要請により、速やかに応援体制を整え積極的に応援するものとする。</p>	<p>働省からの応援要請により、速やかに応援体制を整え積極的に応援するものとする。</p>
<p>3-14 大規模な感染症の流行等への準拠</p> <p>この計画は、南海トラフ地震等の大規模な災害等に対応することを目的にしたものであるが、大規模な感染症の流行の場合にも、必要に応じ、この計画に準拠して対応するものとする。</p>	<p>3-14 大規模な疾病の流行等への準拠</p> <p>この計画は、南海トラフ地震等の大規模な災害に対応することを目的にしたものであるが、大規模な疾病の流行等の場合にも、必要に応じてこの計画の定めるところにより対応するものとする。</p>
<p>附則</p> <p>この計画は、平成26年6月6日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この計画は、令和7年9月30日から施行する。</p>	<p>附則</p> <p>この計画は、平成26年6月6日から施行する。</p>

高知県広域火葬事務処理要領 新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条</p> <p>この要領は、高知県広域火葬計画（以下「広域火葬計画」という。）に基づき、県、市町村、火葬場設置者及び他都道府県の広域火葬連絡調整担当課等との間の広域火葬に関する速やかな情報の伝達に必要な事項を定め、広域火葬を円滑に実施することを目的とする。</p> <p>なお、県の実施体制については、平常時と災害時とでそれぞれの役割が異なるため、この要領において次のとおり区分して記述する。なお、包括的な県としての役割について記述する場合には、単に「県」と標記するものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>平常時における県の実施機関 ……県健康政策部薬務衛生課、県福祉保健所</p> <p>災害時における県の実施機関 ……県保健医療調整本部、県保健医療調整支部</p> </div>	<p>(目的)</p> <p>第1条</p> <p>この要領は、高知県広域火葬計画に基づき、健康政策部食品・衛生課（以下「県」という。）、市町村、火葬場設置者及び他都道府県の広域火葬連絡調整担当課との間の広域火葬に関する速やかな情報の伝達に必要な事項を定め、広域火葬を円滑に実施することを目的とする。</p>
<p>(基礎資料の整備)</p> <p>第2条</p> <p>県健康政策部薬務衛生課は、次に掲げる基礎資料を作成し、市町村、火葬場設置者及び県福祉保健所に周知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 市町村等連絡調整担当課一覧 (2) 県内火葬場一覧 (3) 中国・四国地方の各県（以下「近隣県」という。）火葬場一覧 (4) その他必要な資料 <p>2 県健康政策部薬務衛生課、県福祉保健所、市町村及び火葬場設置者は、大規模災害時において資機材の調達、運搬、火葬等の広域的応援の円滑な推進を確保するため、平常時から前項に掲げられた資料を常備し、活用する。</p>	<p>(基礎資料の整備)</p> <p>第2条</p> <p>県は、次に掲げる基礎資料を作成し、市町村、火葬場設置者及び福祉保健所に周知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 市町村等連絡調整担当課一覧 (2) 県内火葬場一覧 (3) 県外応援火葬場一覧 (4) その他必要な資料 <p>2 県、市町村及び火葬場設置者は、大規模災害時において資機材の調達、運搬、火葬等の広域的応援の円滑な推進を確保するため、前項に掲げられた資料を常備し、活用する。</p>

高知県広域火葬事務処理要領 新旧対照表

<p>(削除)</p>	<p>(通知・報告先及び方法)</p> <p>第3条</p> <p>県が行う通知等は、市町村、火葬場設置者及び福祉保健所へ行うものとする。</p> <p>2 市町村及び火葬場設置者が行う本要領の規定に基づく報告等は、県へ行うものとする。</p>
<p>(火葬場被害状況報告及び火葬要員等派遣要請)</p> <p>第3条</p> <p>広域火葬計画第3(3-2)の規定による火葬場の被害(復旧見込)状況報告及び広域火葬計画第3(3-5)の規定による火葬要員等派遣要請は次のとおり行う。</p> <p>(1) 火葬場設置者による、被害(復旧見込)状況の報告及び火葬要員等派遣要請は、<u>様式第1-1号</u>により行う。</p> <p>(2) 県保健医療調整支部による、県保健医療調整本部への火葬場の被害(復旧見込)状況の報告及び火葬要員等派遣要請は、<u>様式第1-2号</u>及び<u>様式第1-3号</u>により行う。</p>	<p>(火葬場被害状況報告)</p> <p>第4条</p> <p>高知県広域火葬計画第3-2の規定による火葬場設置者の報告は、火葬場被害(復旧見込)状況報告(様式1)により県へ報告する。</p>
<p>(被害状況報告及び広域火葬応援の要請)</p> <p>第4条</p> <p>広域火葬計画第3(3-3(1)~(3))の規定による広域火葬応援を要請する場合は、死亡者数等の被害状況を速やかに通報した後、追って火葬依頼遺体数等について要請するものとし、その要請は次のとおり行う。</p> <p>(1) 被災市町村による、被害状況報告・広域火葬応援要請は、<u>様式第2-1号</u>により行う。</p> <p>(2) 県保健医療調整支部による、県保健医療調整本部への支部管内被害状</p>	<p>(広域火葬応援の要請)</p> <p>第5条</p> <p>高知県広域火葬計画第3-3の規定による広域火葬応援を要請する場合は、死亡者数、火葬依頼遺体数等を速やかに県に通報し、おって広域火葬応援要請(様式2)により要請する。</p>

高知県広域火葬事務処理要領 新旧対照表

<p>況・広域火葬応援要請状況報告は、<u>様式第2-2号</u>により行う。</p> <p>(3) 支部管内において火葬調整できない場合における、県保健医療調整支部による、県保健医療調整本部への広域火葬応援要請は、<u>様式第2-3号</u>により行う。</p> <p>2 前項の被害状況報告及び広域火葬応援要請は、被災市町村の区域内における死亡者数の大幅な変動等により、新たにその必要が生じた場合は、その都度行うものとする。</p>	<p>2 前項の広域火葬応援要請は、被災市町村の区域内における死亡者数の大幅な変動等により、新たにその必要が生じた場合は、その都度行うものとする。</p>
<p>(広域火葬の協力依頼)</p> <p>第5条</p> <p>広域火葬計画第3(3-3(4))の規定による広域火葬の協力依頼は次のとおり行う。</p> <p>(1) 県保健医療調整支部による、管轄地域の火葬場設置者への広域火葬協力依頼は<u>様式第3-1号</u>により行う。</p> <p>(2) 県保健医療調整本部による、火葬場設置者又は近隣県への広域火葬協力依頼は<u>様式第3-2号</u>及び<u>様式第3-3号</u>により行う。</p> <p>2 広域火葬計画第3(3-3(5))の規定による協力依頼及びその様式については県保健医療調整本部において、厚生労働省と協議のうえ実施するものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(広域火葬の協力依頼)</p> <p>第6条</p> <p>県は、前条第1項に基づき被災市町村から広域火葬応援要請を受けたときは、速やかに火葬場設置者及び必要に応じ中国・四国地方の各県(以下「近隣県」という)へ広域火葬協力依頼書(様式3)を送付する。</p> <p>2 県は、県内の火葬場及び近隣県だけでは広域火葬への対応が困難であると判断した場合は、速やかに厚生労働省に近隣県以外の都道府県(以下「その他の都道府県」という)への応援要請を依頼する。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(広域火葬の受入可否等報告)</p> <p>第6条</p> <p>前条第1項に基づく広域火葬協力依頼を受けた火葬場設置者は、直ちに火葬受入の可否及び受入計画を検討し、速やかに依頼元である県保健医療調整支部又は県保健医療調整本部へ<u>様式第4号</u>により報告する。</p>	<p>(広域火葬の受入回答)</p> <p>第7条</p> <p>前条第1項に基づく広域火葬協力依頼を受けた火葬場設置者は、直ちに火葬受入計画を検討し、速やかに県へ広域火葬受入報告(様式4)を送付する。</p>

高知県広域火葬事務処理要領 新旧対照表

<p>(県保健医療調整支部が行う) 応援火葬場の割り振り、報告)</p> <p>第7条</p> <p>県保健医療調整支部は、前条に規定する広域火葬受入可否等報告の到着後、応援火葬場割振(計画)表(様式第5号)を作成する。</p> <p>2 県保健医療調整支部は応援火葬割振(計画)表(様式第5号)とともに、速やかに被災市町村へ応援火葬場割振通知(要請市町村用)(様式第5-1号)を、また、広域火葬応援を行う火葬場設置者へ応援火葬場割振通知(受入火葬場用)(様式第5-2号)を送付通知するものとする。</p> <p>3 広域火葬計画第3(3-10)による報告は、広域火葬実施日報(様式第6号)により速やかに行うものとし、管内の火葬場から当該報告を受けた県保健医療調整支部は、当該日報の写しをその都度、県保健医療調整本部に送付するものとする。</p>	<p>(応援火葬場の割り振り、報告)</p> <p>第8条</p> <p>県は、前条に規定する広域火葬受入報告の到着後、応援火葬場割振(計画)表(様式5)を作成する。</p> <p>2 県は割振(計画)表により、速やかに被災市町村及びその管轄福祉保健所へ応援火葬場割振通知(要請市町村用)(様式6)を、また、広域火葬応援を行う火葬場設置者へ応援火葬場割振通知(受入火葬場用)(様式7)を送付通知するものとする。</p> <p>3 高知県広域火葬計画第3-10による報告は、広域火葬実施日報(様式8)により速やかに行う。</p>
<p>(県保健医療調整本部を介して行う) 応援火葬場の割り振り、報告)</p> <p>第7条の2</p> <p>県保健医療調整本部は、第6条に規定する広域火葬受入可否等報告の到着後、応援火葬場割振(計画)表(様式第5号)を作成する。なお、割り振りを行うべき被災市町村は県保健医療調整支部により割り当てのため、当該記入欄は空欄で県保健医療調整支部に送付通知するものとする。</p> <p>2 県保健医療調整本部は応援火葬割振(計画)表(様式第5号)とともに、速やかにその管轄の県保健医療調整支部へ応援火葬場割振通知(要請保健医療調整支部用)(様式第5-3号)を送付通知するものとする。</p> <p>3 県保健医療調整支部は県保健医療調整本部から送付された応援火葬割振(計画)表(様式第5号)をもとに被災市町村を割り当て(遺体搬入被災市町村欄に割り当て結果を記入)、速やかに被災市町村へ応援火葬場割振通知(要請市町村用)(様式第5-1号)を、また、県保健医療調整本部へ応援</p>	<p>(新規)</p>

高知県広域火葬事務処理要領 新旧対照表

<p>火葬場割振通知（受入火葬場用）（<u>様式第5-2号</u>）を送付通知するものとする。</p> <p>4 県保健医療調整本部は県保健医療調整支部から送付された被災市町村割り振り済みの応援火葬割振（計画）表（<u>様式第5号</u>）及び応援火葬場割振通知（受入火葬場用）（<u>様式第5-2号</u>）を速やかに広域火葬応援を行う火葬場設置者へ送付通知するものとする。</p> <p>5 広域火葬計画第3（3-10）による報告は、広域火葬実施日報（<u>様式第6号</u>）により速やかに行うものとし、管内の火葬場から当該報告を受けた県保健医療調整支部は、当該日報の写しをその都度、県保健医療調整本部に送付するものとする。</p>	
<p>（広域火葬応援依頼の終了）</p> <p>第8条</p> <p>被災市町村の担当部局は、広域火葬の必要がなくなる前日までに県保健医療調整支部へ電話等でその旨を連絡し、完了したときは、速やかに広域火葬依頼実績報告（<u>様式第7-1号</u>）を送付する。</p> <p>2 県保健医療調整支部は、被災市町村から前項の報告を受けたときは、県保健医療調整本部にその旨を連絡する。</p>	<p>（広域火葬応援依頼の終了）</p> <p>第9条</p> <p>被災市町村の担当部局は、広域火葬の必要がなくなる前日までに県へ電話等でその旨を連絡し、完了したときは、速やかに広域火葬依頼実績報告（様式9）を送付する。</p>
<p>（広域火葬応援実績の報告）</p> <p>第9条</p> <p>（略）</p> <p>2 前項の連絡を受けた火葬場設置者は、速やかに依頼元である県保健医療調整支部又は県保健医療調整本部へ火葬等依頼被災市町村ごとの広域火葬実績報告（<u>様式第7-2</u>）を送付するものとする。</p> <p>3 前項の報告を受けた県保健医療調整支部は、管内の広域火葬実績をとりまとめ、広域火葬実績報告（<u>様式第7-3号</u>）を作成し、県保健医療調整本部へ送付するものとする。</p>	<p>（広域火葬応援実績の報告）</p> <p>第10条</p> <p>（略）</p> <p>2 前項の連絡を受けた火葬場設置者は、速やかに県へ火葬等依頼被災市町村ごとの広域火葬実績報告（様式10）を提出するものとする。</p>

高知県広域火葬事務処理要領 新旧対照表

<p>(保健医療調整支部が設置できない場合の対応)</p> <p>第10条</p> <p>庁舎が重大な被害を受ける等の事由により、県保健医療調整支部が設置できない場合にあつては、第3条から前条までの規定において当該県保健医療調整支部が行うこととしている広域火葬のための対応は、県保健医療調整本部が代行するものとする。</p> <p>2 前項の規定による場合において、第3条から前条までに規定されている被災市町村及び火葬場設置者が行うこととされている広域火葬のための報告、要請等は県保健医療調整本部に対し行う。</p>	<p>(新規)</p>
<p>(他の都道府県等からの広域火葬依頼に係る対応)</p> <p>第11条</p> <p>近隣県及び近隣県以外の都道府県から広域火葬応援の要請があつた場合、県、火葬場設置者は、速やかに応援協力の体制を整える。</p>	<p>(他の都道府県等からの広域火葬依頼に係る対応)</p> <p>第11条</p> <p>近隣県及びその他の都道府県から広域火葬応援の要請があつた場合、県、火葬場設置者は、速やかに応援協力の体制を整える。</p>
<p>附則</p> <p>この要領は、平成26年6月6日から適用する。</p> <p>附則</p> <p>この要領は、令和7年9月30日から適用する。</p>	<p>附則</p> <p>この要領は、平成26年6月6日から適用する。</p>

高知県広域火葬計画（様式集） 新旧対照表

新	旧																																																		
<p style="text-align: center;">災害緊急</p> <p>様式第1-1号(第3条関係)</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>高知県保健医療調整 支部長 様 高知県保健医療調整本部長 ※1 様 (高知県健康政策部事務取り扱い)</p> <p style="text-align: center;">(県内)火葬場設置者()</p> <p style="text-align: center;">火葬場被害(復旧見込)状況報告・火葬要員等派遣要請(第 報)</p> <p>年 月 日 時 分に発生した()による火葬場の被害(復旧見込)状況・火葬要員等応援要請は、次のとおりです。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">点検日時</th> <th style="width:85%;">年 月 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">被害状況 (復旧見込)</td> <td>火葬炉本体 <input type="checkbox"/>無 <input type="checkbox"/>有 (状況:)</td> </tr> <tr> <td>火葬炉付帯設備 <input type="checkbox"/>無 <input type="checkbox"/>有 (状況:)</td> </tr> <tr> <td>建屋 <input type="checkbox"/>無 <input type="checkbox"/>有 (状況:)</td> </tr> <tr> <td>進入路 <input type="checkbox"/>無 <input type="checkbox"/>有 (状況:)</td> </tr> <tr> <td>その他 <input type="checkbox"/>無 <input type="checkbox"/>有 (状況:)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">火葬炉の使用</td> <td><input type="checkbox"/>支障なし (最大火葬数 体/日)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>一部不能 (最大火葬数 体/日)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>不能 <input type="checkbox"/>不明 <input type="checkbox"/>調整中</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">復旧見込</td> <td>一部稼働 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>全部稼働 年 月 日</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">その他</td> <td>電話・職員の確保 <input type="checkbox"/>支障なし <input type="checkbox"/>支障あり()</td> </tr> <tr> <td>燃料の確保 <input type="checkbox"/>支障なし <input type="checkbox"/>支障あり()</td> </tr> <tr> <td>損傷箇所の写真撮影 <input type="checkbox"/>無 <input type="checkbox"/>有</td> </tr> <tr> <td>復旧時の火葬要員等派遣要請事項 (内容:)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">連絡担当者</td> <td>担当部局課名</td> </tr> <tr> <td>職名・氏名</td> </tr> <tr> <td>電話</td> </tr> <tr> <td>F A X</td> </tr> <tr> <td>e-mail</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 被害状況により、保健医療支部が設置されていない場合にあっては、保健医療調整本部長あてに報告してください。</p>	点検日時	年 月 日	被害状況 (復旧見込)	火葬炉本体 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (状況:)	火葬炉付帯設備 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (状況:)	建屋 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (状況:)	進入路 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (状況:)	その他 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (状況:)	火葬炉の使用	<input type="checkbox"/> 支障なし (最大火葬数 体/日)	<input type="checkbox"/> 一部不能 (最大火葬数 体/日)	<input type="checkbox"/> 不能 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 調整中	復旧見込	一部稼働 年 月 日	全部稼働 年 月 日	その他	電話・職員の確保 <input type="checkbox"/> 支障なし <input type="checkbox"/> 支障あり()	燃料の確保 <input type="checkbox"/> 支障なし <input type="checkbox"/> 支障あり()	損傷箇所の写真撮影 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	復旧時の火葬要員等派遣要請事項 (内容:)	連絡担当者	担当部局課名	職名・氏名	電話	F A X	e-mail	<p style="text-align: center;">災害緊急</p> <p>様式第1号(第4条関係)</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">高知県健康政策部食品・衛生課長 様</p> <p style="text-align: center;">火葬場設置者()</p> <p style="text-align: center;">火葬場被害(復旧見込)状況報告(第 報)</p> <p>年 月 日 時 分に発生した()による火葬場の被害(復旧見込)状況は、次のとおりです。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">点検日時</th> <th style="width:85%;">年 月 日 時 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">被害状況 (復旧見込)</td> <td>火葬炉本体 <input type="checkbox"/>無 <input type="checkbox"/>有 (状況:)</td> </tr> <tr> <td>火葬炉付帯設備 <input type="checkbox"/>無 <input type="checkbox"/>有 (状況:)</td> </tr> <tr> <td>建屋 <input type="checkbox"/>無 <input type="checkbox"/>有 (状況:)</td> </tr> <tr> <td>進入路 <input type="checkbox"/>無 <input type="checkbox"/>有 (状況:)</td> </tr> <tr> <td>その他 <input type="checkbox"/>無 <input type="checkbox"/>有 (状況:)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">火葬炉の使用</td> <td><input type="checkbox"/>支障なし</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>一部不能 (最大火葬数 体/日)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">復旧見込</td> <td><input type="checkbox"/>不能 <input type="checkbox"/>不明 <input type="checkbox"/>調整中</td> </tr> <tr> <td>一部稼働 年 月 日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td>全部稼働 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>電話・職員の確保等 <input type="checkbox"/>支障なし <input type="checkbox"/>支障あり()</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">連絡担当者</td> <td>損傷箇所の写真撮影 <input type="checkbox"/>無 <input type="checkbox"/>有</td> </tr> <tr> <td>担当部局課名</td> </tr> <tr> <td>職名・氏名</td> </tr> <tr> <td>電話</td> </tr> <tr> <td>F A X</td> </tr> <tr> <td>e-mail</td> </tr> </tbody> </table>	点検日時	年 月 日 時 分	被害状況 (復旧見込)	火葬炉本体 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (状況:)	火葬炉付帯設備 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (状況:)	建屋 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (状況:)	進入路 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (状況:)	その他 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (状況:)	火葬炉の使用	<input type="checkbox"/> 支障なし	<input type="checkbox"/> 一部不能 (最大火葬数 体/日)	復旧見込	<input type="checkbox"/> 不能 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 調整中	一部稼働 年 月 日	その他	全部稼働 年 月 日	電話・職員の確保等 <input type="checkbox"/> 支障なし <input type="checkbox"/> 支障あり()	連絡担当者	損傷箇所の写真撮影 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	担当部局課名	職名・氏名	電話	F A X	e-mail
点検日時	年 月 日																																																		
被害状況 (復旧見込)	火葬炉本体 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (状況:)																																																		
	火葬炉付帯設備 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (状況:)																																																		
	建屋 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (状況:)																																																		
	進入路 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (状況:)																																																		
	その他 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (状況:)																																																		
火葬炉の使用	<input type="checkbox"/> 支障なし (最大火葬数 体/日)																																																		
	<input type="checkbox"/> 一部不能 (最大火葬数 体/日)																																																		
	<input type="checkbox"/> 不能 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 調整中																																																		
復旧見込	一部稼働 年 月 日																																																		
	全部稼働 年 月 日																																																		
その他	電話・職員の確保 <input type="checkbox"/> 支障なし <input type="checkbox"/> 支障あり()																																																		
	燃料の確保 <input type="checkbox"/> 支障なし <input type="checkbox"/> 支障あり()																																																		
	損傷箇所の写真撮影 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有																																																		
	復旧時の火葬要員等派遣要請事項 (内容:)																																																		
連絡担当者	担当部局課名																																																		
	職名・氏名																																																		
	電話																																																		
	F A X																																																		
	e-mail																																																		
点検日時	年 月 日 時 分																																																		
被害状況 (復旧見込)	火葬炉本体 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (状況:)																																																		
	火葬炉付帯設備 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (状況:)																																																		
	建屋 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (状況:)																																																		
	進入路 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (状況:)																																																		
	その他 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (状況:)																																																		
火葬炉の使用	<input type="checkbox"/> 支障なし																																																		
	<input type="checkbox"/> 一部不能 (最大火葬数 体/日)																																																		
復旧見込	<input type="checkbox"/> 不能 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 調整中																																																		
	一部稼働 年 月 日																																																		
その他	全部稼働 年 月 日																																																		
	電話・職員の確保等 <input type="checkbox"/> 支障なし <input type="checkbox"/> 支障あり()																																																		
連絡担当者	損傷箇所の写真撮影 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有																																																		
	担当部局課名																																																		
	職名・氏名																																																		
	電話																																																		
	F A X																																																		
e-mail																																																			

高知県広域火葬計画（様式集） 新旧対照表

(新規)

様式第1-2号(第3条関係)

災 害 緊 急

年 月 日

保健医療調整本部長 様

保健医療調整 支部長

火葬場被害(復旧見込)状況報告・火葬要員等派遣要請(第 報)

年 月 日 時 分に発生した()による管内の
火葬場の被害(復旧見込)状況・火葬要員等応援要請は、別添様式第1-3号のとおりです。

職 名 ・ 氏 名	
電 話	
F A X	
e - m a i l	

高知県広域火葬計画（様式集） 新旧対照表

様式第2-1号(第4条関係)

災害緊急

年 月 日

高知県保健医療調整 支部長 様
 高知県保健医療調整本部長 様 ※1
 (高知県健康政策部事務取り扱い)

()市町村長

被害状況報告・広域火葬応援要請(第 報)

当市町村内において次のとおり多数の死亡者が発生したため、その死亡者の火葬等に係る広域応援を要請します。

		年	月	日	時現在	
被害状況	死亡者数 (災害以外の死亡を含む)			人	死亡者数 内訳 ※2	大人: 人 小人: 人 胎児: 人 不明: 人
	前報比増減比			人		
	行方不明者数	人(前報比増減数 人)				
火葬等 応援要 請事項	遺体数 (災害以外の死亡を含む) ※3			人	遺体数 内訳 ※2	大人: 体 小人: 体 胎児: 体 不明: 体
	前報比増減比			人		
	その他	(棺の確保等)				
	棺:			基	納体袋:	袋
	ドライアイス:			人分	骨つぼ:	個
	その他:					
連絡調整担当者	担当部局課名					
	職名・氏名					
	電話					
	F A X					
	e-mail					

※1 高知市の区域にあつては、高知県保健医療調整本部長あてに送付してください。その他の市町村の区域であっても、被害状況により、保健医療調整支部が設置されていない場合にあつては、保健医療調整本部長あてに送付してください。

※2 小人は、12歳未満の子供とする。

※3 「遺体」とは検案終了した火葬できる状態をいう。

様式第2号(第5条関係)

災害緊急

年 月 日

高知県健康政策部食品・衛生課長 様

()市町村長

広域火葬応援要請(第 報)

当市町村内において次のとおり多数の死亡者が発生したため、その死亡者の火葬等に係る広域応援を要請します。

		月	日	時現在	
死亡者数 ※災害以外の死亡を含む	人	(前報比増減数)	人	死亡者数 内訳	大人: 人 小人: 人 胎児: 人 不明: 人
				前報比増減比	
				行方不明者数	人(前報比増減数 人)
火葬等 応援要 請事項	遺体数* ※災害以外の死亡を含む。	(前報比増減数)	体	遺体数 内訳	大人: 体 小人: 体 その他: 体
				前報比増減比	
				その他	(棺の確保等)
連絡調整担当者	担当部局課名				
	職名・氏名				
	電話				
	F A X				
	e-mail				

(注) 小人は、12歳未満の子供とする。

*遺体: 検案終了した火葬できる状態

